

都道府県レクリエーション協会 事務局長 様

平素は大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症につきまして、スポーツ庁より追加の情報共有に関する連絡がありましたのでご連絡致します。貴協会・貴団体におかれましても関係各所への周知をお願い頂きたく、宜しく願い申し上げます。内容は下記の通りです。

(以下原文) =====

昨日お送りしました、標記について、追加情報がまいりましたので、共有させていただきます。

まず、官邸の HP が公開されましたので、共有いたします。4月1日会議の「資料2」です。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

また、これまで行われた水際対策の全体像は第1段階、第2段階、第3段階で構成されていますが、各段階の詳細が分かる URL を整理しましたのでお送りします。(一部の URL は各省の更新が追いついていないので、ご承知おきください。)

【第1段階】入国拒否(法務省): 当分の間

過去14日以内に対象国・地域における滞在歴がある外国人は、特段の事情が無い限り、日本に上陸できません。また、日本人は入国できますが、入国時にPCR検査等が実施されます。(特段の事情で入国が認められた外国人についても同様)

<http://www.moj.go.jp/content/001318288.pdf>

【第2段階】査証の制限等(外務省): 当面、4月末日まで

対象国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力が停止されており、該当の一次・数次査証に基づき日本へ入国しようとする方は、日本に入国できなくなっています。(対象国に対する査証免除措置も停止されており、該当国の旅券保持者で日本の査証を取得せずに日本へ入国しようとする方の入国もできなくなっています)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005134.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001963.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page6_000379.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001963.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

【第3段階】検疫の強化(厚生労働省): 当面、4月末日まで

日本人・外国人を問わず、対象国から来航する航空機又は船舶で日本に入国する場合に、検疫所長が指定する場所(自宅等)における14日間の待機と、公共交通機関を利用しないことが要請されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

貴団体におかれましては、イベント・会議等の関係で、該当地域からの渡航予定がありましたらご留意頂くとともに、各加盟・関係団体等に対しても周知いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。